

福の助商店

福の助商店は、来年度から運行回数を増加するなど、より使いやすく生まれ変わります!!



2020年1月より福の助商店を支えていただいたJA水郷つくばとの業務委託契約が今年度で終了するため、4月からの運営者をプロポーザル方式にて選考しました。

選考の結果、4月からの運営は株式会社カスミに決定し、運行回数の増加や取扱品目の変更が予定されています。
4月以降の運行情報については、広報とね、公式Twitter、町公式ホームページ、回覧などでお知らせを予定しています。

運行状況は
【公式Twitter @tonefukunosuke】
でチェックしましょう。



▼問い合わせ先 福祉課 高齢介護係
☎68・2211（内線127）

自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金

住宅などにおける再生可能エネルギーの導入を促進するため、自立・分散型エネルギー設備を新たに設置する方に、設置に要する費用の一部を補助します。なお、補助金に係る予算は、利根町議会にて審議中であり、議会の議決により決定します。

自立・分散型エネルギー設備（蓄電設備）導入促進事業補助金について

▼対象者および設備要件（左記要件を全て満たす方）

- ・町内に住所を有する方または転入予定の方
- ・町内に住宅など（店舗などの併用住宅を含む）を所有する（所有者の承諾を受けた方および新築する方を含む）方
- ・自立・分散型エネルギー設備は、電力を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用することができるもの
- ・自立・分散型エネルギー設備は、住宅に設置された太陽光発電設備（発電出力10キロワット未満に限る）により発電される電力を過放電できるもの
- ・町内の住宅などに新たに自立・分散型エネルギー設備を設置する方または町内の未使用の自立・分散型エネルギーが設置された住宅など

どを購入する方
・町税を滞納していない方（同一世帯員を含む）
・いばらきエコチャレンジに登録している方

- ・建築物、電気設備などの関係法令に準拠している住宅を所有する方
- ・利根町暴力団排除条例（平成24年利根町条例第16号）第2条第3号に規定する暴力団に所属していない方で、同条第2号に規定する暴力団もしくは同条2号に規定する暴力団員などと密接な関係を有していない方
- ・過去にこの補助金の交付を受けていないこと
- ・補助金交付決定後に設置工事に着手すること
- ・自立・分散型エネルギー設備は、設置時に未使用であること
- ・自立・分散型エネルギー設備から供給される電力が当該居住にて使用されるもの

- ・当該年度または前年度に、国が実施する補助事業における補助対象設備として、国の委託事業者により登録されているもの
- ・申請年度内に設置が完了し、設置工事が完了した日から起算して30日を経過した日または申請年度の3月20日までに実績報告書を提出して受理されること

- ▼補助対象設備・経費
・補助対象設備
自立・分散型エネルギー設備（蓄電システム）
・補助対象経費
設備本体（蓄電池、電力変換装置、蓄電システム制御装置など）および付属品の購入費、工事費（据付け、配線工事など）

▼補助金額 5万円

▼受付期間

4月1日（金）～12月23日（金）
午前8時30分～正午／午後1時～5時15分（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）

※電話・郵送などでの予約や申し込みはできません。

※受け付けは先着順により随時行いますが、受付期間内であっても予算額に達した場合は終了します。

※詳細については「利根町自立・分散型エネルギー設備設置費補助金の手引き」をご覧ください。「手引き」および「申請書」は生活環境課窓口で配布しています。また、町公式ホームページからもダウンロードできます。

▼申し込み・問い合わせ先

生活環境課 環境衛生係
☎68・2211（内線236）

太陽光発電システム設置費補助金



地球温暖化の原因である温室効果ガスの削減を図り、新エネルギーの導入を促進するため、太陽光発電システムを新たに設置する方に対して、設置に要する費用の一部を補助します。なお、補助金に係る予算は、利根町議会にて審議中であり、議会の議決により決定します。

太陽光発電システムの設置費補助金について

▼対象となる方（全てに該当する方）

- ①町内の住宅などに新たに太陽光発電システムを設置する方または町内の未使用の太陽光発電システムが設置された住宅などを購入する方
 - ②町税を滞納していない方（同一世帯員を含む）
 - ③補助金交付決定後に設置工事に着手する方
 - ④太陽光発電システムの発電による余剰電力の買い取り契約を電力会社と締結する方
 - ⑤太陽電池モジュールの最大出力が10キロワット未満のシステムを設置する方
- ※次のような場合は、対象になりませんのび注意ください。
・申請前に太陽光発電システムを設置または着工されている場合

- ・申請年度内に設置が完了しない場合または指定期日までに実績報告書および必要書類の提出がない場合
- ・太陽光発電システムが未使用のものでない場合
- ・電力会社との契約者名・太陽光発電に係る電力供給契約申込者名と本補助金の申請者名が同一でない場合

▼補助金額 太陽電池モジュールの公称最大出力1キロワット当たり2万円とし、10万円を限度とします。（千円未満切り捨て）

▼受付期間 4月1日（金）～12月23日（金）

午前8時30分～正午／午後1時～5時15分（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）

※電話・郵送などでの予約や申し込みはできません。
※受け付けは先着順により随時行いますが、受付期間内であっても予算額に達した場合は終了します。

※詳細については「利根町太陽光発電システム設置費補助金交付の手引き」をご覧ください。「手引き」および「申請書」は生活環境課窓口で配布しています。また、町公式ホームページからもダウンロードできます。

▼申し込み・問い合わせ先

生活環境課 環境衛生係
☎68・2211（内線236）

水道料金改定のお知らせ 茨城県南水道企業団

令和4年4月1日より水道料金を改定いたします。（平均で23%の改定となります。）

上水道をご利用いただいているお客様につきましては、5月ご請求分（4月ご使用分）からの適用となります。
※水道料金と合わせてお支払いいただいている下水道使用料の改定はありません。

▼料金改定の理由 高度経済成長期からバブル経済崩壊期にかけて集中的に整備された配水場や水道管などの水道施設の老朽化が進み、更新需要が急速に高まっています。さらに、近年懸念されている大規模災害の発生に備えるためにも水道施設の耐震化を進めなければなりません。また、少子高齢化が進む中、水需要の減少や水道料金の収入減少が予測されます。こうした状況下で、今後も安定した水道事業経営を維持・継続し、水道をご利用される皆さまへ将来にわたり安全・安心な水道水を供給するため、料金を改定いたします。

▼料金改定の内容 料金を平均で23%引き上げるとともに、料金体系を口径別料金体系へ移行します。
●口径別料金体系への移行 現行の「用途別料金体系」から、より公平性が高い「口径別料金体系」へ移行いたします。なお、従量料金につきましては、一般家庭への負担を軽減するため、通増制従量料金といたします。

●基本水量の廃止 現行では、用途別に基本水量が設定されています。

口径	基本料金	従量料金 1 m ³ あたり (円)					
		第一段階	第二段階	第三段階	第四段階	第五段階	第六段階
		10m ³ 以下	11～20m ³ 以下	21～40m ³ 以下	41～60m ³ 以下	61～100m ³ 以下	100m ³ 超
13mm	1,716円	27.5円	242円	308円	363円	407円	418円
20mm	1,881円						
25mm	3,025円						
30mm	4,488円						
40mm	8,085円						
50mm	12,837円						
75mm	30,635円						
100mm	55,440円	超過料金（使用水量1m ³ につき770円）					
150mm	132,000円	超過料金（使用水量1m ³ につき770円）					
臨時用	使用水量1m ³ まで770円						

※1カ月の新料金表（税込）
れていますが、基本水量に満たない使用者の不公平感を解消するため、基本水量を廃止いたします。

▼問い合わせ先 茨城県南水道企業団 業務課料金係
☎66・5132（直通）
https://www.ibanananw.ne.jp/